アドバイザーの委嘱に関するガイドライン

第 1 条（目的）

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ（以下「法人」という。）における専門家アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱するために必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

第 2 条（アドバイザー）

1. 法人は、その事業推進に当たり専門的見地から知見や助言を得ること及び法人の業務への協力を得ること等を目的として、アドバイザーを選任する。
2. アドバイザー候補者については、以下に掲げる項目のうち、少なくとも1つを有するものとする。

(1) 投資や金融の経験、専門知識
(2) 社会的インパクトマネジメントの知見、経験
(3) ソーシャルセクターにおける知見、ネットワーク
(4) ファンドレイジングにおける知見、経験
(5) その他法人の事業推進に必要な専門知識

第 3 条（選任）

アドバイザーの選任は、理事会の決議によって選任する。選任された個人は法人に対し、法人の定める様式によるアドバイザー就任承諾書を提出するものとする。

第 4 条（任期）

アドバイザーの任期は、アドバイザー就任承諾書記載の日付から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時、またはアドバイザーと理事会が別途合意する日までとする。また、再任の制限は設けない。

第 5 条（報酬）

アドバイザーは、理事会とアドバイザーが別途合意する場合を除き、無報酬とする。

第 6 条（公開）

アドバイザーの氏名は、理事会とアドバイザーが別途合意する場合を除き、これを公開する。

第 7 条（知見等の共有）

アドバイザーから得られた知見や助言は、法人において活用するほか、法人の業務の遂行に必要な範囲内において、法人が支援する他の機関と共有できることとする。

第 8 条（改廃）

このガイドラインの改廃は、理事会の決定による。

附　則

第1条（施行期日）

このガイドラインは、 2022年11月24日から施行する。

このガイドラインの一部改正は、2025年5月30日から施行する。